



# ADR法(裁判外紛争解決手続)とは、どのようなものか?

## 裁判外紛争解決手続(ADR法) ~紛争解決手段の多様化~

**Q** 私は資格取得を決意しました。ある雑誌広告に「資格を取得できた方には仕事を紹介します」とあり、さっそく教材を購入し勉強を始めました。しかし、合格して登録料を支払って一年が経過しますが、いまだに仕事を紹介されたことはありません。教材購入費四八万円の返却を業者に申し入れましたが、まったく話し合いに応じてくれません。よい方法はないのでしょうか。

**A** 消費者が事業者と直接交渉をしても解決が得られない場合、裁判を起して損害賠償請求する方法が考えられます。しかし、現在の裁判は、①解決までに時間がかかる、②費用が高い、③手続が複雑、④経過や結果が公開されてしまう等の問題が指摘されており、一般的には敷居が高いのが現状です。そこで、利用しやすく柔軟に解決を図ることができる制度として、平成十

六年十二月一日に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」が公布され(平成十六年法律第一五一号)、平成十九年四月一日に施行されることになりました(平成十八年政令第一八五号)。

### ADRの概要

#### (1) ADRとは

ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略であり、裁判外紛争解決手続のことです。つまり、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことです。「仲裁」「調停」「斡旋」「助言」等の解決方法を広くいいます。例えば、①裁判所において行われている民事調停や家事調停、②行政機関が行う建設工事紛争審査会、公害等調整委員会等、③弁護士会、社団法人その他の民間団体が行う手続です。

#### (2) ADR法とは

ADR法の正式名称は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」と言います。この法律は、裁判外紛争解決手続についての基本理念、国・地方公共団体の負う責務、民間事業者の行う和解の仲介等について定めています。主な内容は、①裁判外紛争解決手続の基本理念を定めること、②裁判外

紛争解決手続に関する国等の責務を定めること、③裁判外紛争解決手続のうち、民間事業者の行う和解の仲介(調停、斡旋)の業務についてその業務の適正さを確保するための一定の要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を設けること、④法務大臣の認証を受けた民間事業者の和解の仲介業務については、時効の中断、訴訟手続の中止等、特別の効果を与えられることとです。

なお、仲裁業務はADR法による認証の対象ではありません。これは、仲裁については仲裁法により時効の中断などの法的効果が与えられているため、認証を与える必要はないからです。

#### (3) 目的と長所

裁判外紛争解決手続の機能を充実させることにより、紛争の当事者がその解決を図る方法を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現にあります。つまり、紛争解決手段の多様化をねらいとしています。

裁判外紛争解決手続は、厳格な手続に従い行われる裁判に比べて、当事者の意向に従い、自由に進めていくことができます。例えば、申立方法も電話や簡易な書面の提出により、受け付けられる機関があります。また、当事者の合意に従い、時間も自由に設定でき、柔軟で迅速な解決が図れます。さ

らに、紛争分野に関する専門的知識を有する第三者に相談しながら手続を進めることができます。費用も安価で済み、紛争解決までの経過や結果も原則として公表されません。

### ADR法の特徴

従来、ADRが定着しなかった原因として、①情報が不十分なため、国民にとって利用に不安があること、②利用の支障となる制度上の制約(弁護士法の制約、時効中断の効力がない)があったことが指摘されています。したがって、裁判外紛争解決手続のうち和解の仲介業務を行う民間事業者について、その申請により、法務大臣が、一定の要件を満たすことを認証し、認証を受けた民間事業者(「認証紛争解決事業者」)の措置には、一定の法的な効果が与えられる仕組みを作りました。すなわち、①認証業務であること、独占して表示することができること、②認証紛争解決事業者は、弁護士または弁護士法人でなくとも、報酬を得て和解の仲介の業務を行うことができること(弁護士法第七二条の例外)、③認証紛争解決事業者の行う和解の仲介の手続における請求により時効が中断すること(ただし、和解の仲介手続終了後一ヶ月以内の提訴が条件)、④認証紛争解決事業者の行う和解の仲介の手続

と訴訟が並行している場合に裁判所の判断により訴訟手続を中止することができること、⑤裁判所の調停を得なければ訴えの提起ができないとの原則のある事件(離婚の訴え等)について、認証紛争解決事業者の行う和解の仲介の手続を経ている場合は当該原則を適用しないこと等です。

なお、認証紛争解決事業者は、業務の内容や実施方法に関する一定の事項を事務所に掲示し、利用者たる紛争の当事者に対して、手続の実施者(調停人、斡旋人)に関する事柄や手続の進め方等をあらかじめ書面で説明することが義務づけられています。

### ADRの分類

#### (1) 手続の種類による分類

①助言型…当事者間の自主的な解決を促すために第三者が助言を行うもの(相談)

②調整型…当事者間の合意により紛争の解決を図ろうとするもの(調停、斡旋)

③裁断型…あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的な合意の下に手続を開始するもの(仲裁)

#### (2) 提供主体による分類

①司法型…裁判所内で行われるもの(民事調停、家事調停)

②行政型…独立行政委員会や行政機関

などが行うもの(全国消費生活センター、国民生活センター)

③民間型…弁護士会、消費者団体、業界団体などが運営するもの(弁護士会仲裁センター、PLセンター)

### ADRによる解決方法

①助言…当事者間の自主的解決を図るために、第三者(相談員)がアドバイスを行います。相談員は当事者の間に入ることはなく、一方の当事者に対して助言をします。

②斡旋…第三者(斡旋人)が紛争当事者の間に入り、話し合いが円滑に進むように努めます。斡旋人が解決案(斡旋案)を示すこともありませんが、あくまで当事者同士の交渉によって紛争の解決を図ります。

③調停…第三者(調停人)の仲介によって解決案(調停案)が作成・提示され、これに当事者が同意すれば解決となります。もし調停案に同意できなければ、これを拒否することもできます。

④仲裁…当事者間の合意(仲裁合意)に従って、仲裁人が紛争について判断を行い、当事者がその仲裁判断に従うことで紛争を解決します。仲裁判断は裁判の判決と同じように強制力が認められていますが、上訴や不服申立を行うことはできません。